

一宮町国民健康保険税減免取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月 7日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第16号

一宮町国民健康保険税減免取扱規則の一部を改正する規則

一宮町国民健康保険税減免取扱規則（平成20年一宮町規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第24条第1項の規定による保険税の減免対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、前条第5号の規定による対象者については、職権により減免を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の一宮町国民健康保険税減免取扱規則の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による